

青森県報

第千八百九十八号 平成十三年七月二十三日(月曜日)

目次

告 示

- 新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………(市町村課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(青少年課) ……二
- 公 告
- 製菓衛生師試験の施行……………(生活衛生・交通安全課) ……二
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……三
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……四
- 除雪車両の交換に係る一般競争入札……………(経 理 課) ……四
- 除雪車両の購入に係る一般競争入札……………(同) ……六
- 出先機関
- 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定……………(東青地方漁港事務所) ……七
- 公安委員会
- 型式の検定適合遊技機……………(生活安全(企画課)) ……八

告 示

示

青森県告示第四百四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、八戸市長から八戸市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を八戸市豊洲に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十三年七月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

八戸市豊洲四に隣接する公有水面埋立地 五、五四三・六二平方メートル

青森県告示第四百四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、八戸市長から八戸市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を八戸市大字河原木字海岸に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十三年七月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

八戸市大字河原木字海岸四一に隣接し、及び三六の二の地先公有水面埋立地 七、八〇八・三七平方メートル

青森県告示第四百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九條の五第一項及び第二百六十條第一項の規定により、八戸市長から八戸市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を八戸市大字河原木字海岸に編入する旨の届出があったので、同法第九條の五第二項及び第二百六十條第二項の規定により告示する。

平成十三年七月二十三日

青森県知事 木村守男

八戸市大字河原木字海岸三六の二に隣接する公有水面埋立地 五一、一三一・六一平方メートル

青森県告示第四百四十六号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二條第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十三年七月二十三日

青森県知事 木村守男

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二五八三	書籍	ビデオボーイ 八月号 〇七六七九一八	英知出版	青森県青少年健全育成条例
二五八四		エルティーン 八月号 comic 一一九五一一八	近代映画社	第十二條第一項
二五八五		スコラ 八月号 一五四〇一一八	スコラマガジン	第一号該当
二五八六		Dr.ピカソ 八月号 〇六六三五一八	バウハウス	
二五八七		GOKU 八月号 〇三七九七一一八		
二五八八		Mens's YOUNG 八月号 〇八五九七一八	双葉社	

三五九	ザ・ベストMAGAZINE 八月号 一四〇三一一八	KKベストセラーズ
三五〇	アクションカメラ特別編集 chuttsu スペシャル 八月号 一六一五一一一八	ワニマガジン社

公 告

製菓衛生師試験の施行

平成十三年製菓衛生師試験を次のとおり施行するので、青森県製菓衛生師法施行細則(昭和四十四年五月青森県規則第三十五号)第三條の規定により公告する。

平成十三年七月二十三日

青森県知事 木村守男

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成十三年十月二十一日(日)

2 場所

青森市中央三丁目二〇の三〇

県民福祉プラザ

二 受験願書受付期間

平成十三年八月二十日(月)から同月三十一日(金)まで。ただし、郵送による場合は、八月三十一日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県環境生活部生活衛生・交通安全課食品衛生班

四 その他

受験願書は、県内各保健所又は青森県環境生活部生活衛生・交通安全課食品衛生班で交付する。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年七月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三戸ショッピングセンター

三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 ジャスコ株式会社

東京都千代田区神田錦町一丁目一

代表取締役 岡田元也

2 株式会社サンデー

代表取締役 田村圭三

八戸市根城六丁目二二の一〇

三 三戸町の意見の概要

1 交通について

(一) 第一点として、県道三戸南部線と町道府金線の交差点の混雑解消策が求められる。誘導計画に反した、町道府金線から県道三戸南部線への進入車両と、駅方面から町道府金線への右折車両の混雑を想定すると、滞留は避けられず、買い物客のみならず、地域住民の利便性が大きく低下する。この欠点は致命的に近い。徹底した誘導の周知が必要だが、客の理解を得ることは困難と思われる。誘導員を駐車場出口等、必要な箇所に常時配置しなければならぬ。また、店舗開設前から、チラシや説明会による一方通行の依頼を徹底的に行う必要がある。

(二) 第二点は、国道四号線の右折帯と町道府金線の左折帯の新設の問題である。

三戸、田子方面からの車両は、すべて町道府金線から左折して帰るように計画しているが、町道府金線から国道四号線への取付道路は幅員八・〇メートル、長さは四十八メートル(車両八台分)しかなく、開店後の渋滞は避けられない。

2 その他

町道府金線の左折帯の新設が急がれる。また、国道四号線から右折する車両の交通事故を防ぎ、交通渋滞を避けるためにも、国道四号線の右折帯と信号機の設置が望まれる。これらについては、一方的に事業者負担とすることはできないことであるが、想定される問題は店舗新設に起因していることであり、事業者としての配慮方を強く要望するものである。

(一) 駐車場付近の果樹園で使用する農薬の飛散防止策として、駐車車両に農薬が飛散しないよう、その距離を十分確保の上、駐車地帯を設ける必要がある。また、農薬散布時間帯を開店前に行うこと等について、農家との事前の協議や依頼等が必要である。

(二) 青少年の非行防止対策として、閉店後の駐車場の完全閉鎖が必要である。また、閉店前後の巡回補導が必要である。店内、駐車場等の警備員による徹底した監視が必要である。

四 三戸町商工会の意見の概要

「三戸ショッピングセンター」出店について断固反対である。

次のとおり地域生活環境の保持上問題があるため、それぞれの問題を解決し、周辺環境が整備されるまでの出店延期、また、解決出来ない場合は出店計画の中止を求める。

1 駐車台数について

駐車台数は四百六十五台となっているが、従業員の通勤用自動車の駐車場は別な場所に確保するのにか。

2 交通について

(一) 出店者が発生交通量を測定するため過去において調査した短時間の調査ではまったく不十分であるため、もっと長期間、長時間を要した交通量調査を実施し、適格な数値を把握のうえ、再検討することが絶対必要である。

(二) 県道三戸南部線と町道府金線の交差点、国道四号線と町道府金線の交差点において渋滞や交通事故の危険性があるため、県道三戸南部線からは町道府金線の整備工事が完成するまで、また、国道四号線交差点においては、右折車線の設置、信号機の取付など、安全対策が施されるまで出店の延期を求める。

3 騒音について

営業時間は午後十二時までとなっているが、自動車交通量の激増等から、夜遅くなってからの騒音の発生が予想される。

4 その他

(一) 駐車場に隣接する果樹園で使用する農薬の飛散防止策について、解決策はどのようになっているのか。

(二) 青少年の非行防止対策として、閉店後の駐車場に進入できないように閉鎖するのか。また、どのような警備方法となるのか説明がない。

(三) 雨水の流出量を調節するための調節池が明示されていないが、沿線に出水による被害防止のための予防策を講じているのか。調整施設を設けるとしては、その場所、構造、規模、管理方法等について地域住民に対して説明を求め、また、毎日営業用に使用する水量及び排水処理後の放流先(側溝へ放流か地下浸透か)と、水質基準に合致した処理が行われているか。

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十三年七月二十三日から同年八月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、新城下堰地区の県営土地改良事業(水質保全対策)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月二十四日から同年八月二十日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六の規定により公告する。

平成十三年七月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

1 ローターリ除雪車(二・六メートル級) 二台

2 ローターリ除雪車(二・二メートル級) 三台

3 除雪グレーダ(四・〇メートル級) 二台

4 除雪グレーダ(三・七メートル級) 三台

5 凍結防止剤散布車(二・五立方メートル級 自走式) 三台

二 納入期限

平成十三年十一月二十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札方法

一の1から5までに掲げる物品(以下「交換物品」という。)ごとにそれぞれ入札に付する。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十一年六月三十日青森県告示第四百七十四号(物品等の競争入札参加資格)、平成十二年一月二十六日青森県告示第五十号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十三年一月二十九日青森県告示第四十九号(物品等の競争入札参加資格)の

一の規定により機械器具類又は車両の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課用度班

電話 〇一七―七三四―九〇九九

2 入札書の提出期限

平成十三年九月三日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 一階経理課入札室

(二) 日時

平成十三年九月十日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百二十二条、第百三十三

三条及び第百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行

い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき交換物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

交換物品に要求する性能等が満たされると判断した2の2の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

① Two(2) Snow Plows (Blade length 2.6 meters class)

② Three(3) Snow Plows (Blade length 2.2 meters class)

③ Two(2) Snow Removal Motor Graders (Blade length 4.0 meters class)

④ Three(3) Snow Removal Motor Graders

(Blade Length 3.7 meters class)

⑤ Three(3) Antifreeze Scattering Vehicles (2.5 cubic meters class)

2 Time limit for tender:

4:45 P.M. September 3, 2001

3 Contact Point for the notice:

Management Section

Property and Supply Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9099

除雪車両の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十三年七月二十三日

青森県知事 木村守男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

除雪ドーザ(十三トン級 車輪式) 三台

二 納入期限

平成十三年十一月二十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十一年六月三十日青森県告示第四百七十四号(物品等の競争入札参加資格)、平成十二年一月二十六日青森県告示第五十号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十三年一月二十九日青森県告示第四十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により機械器具類又は車両の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課用度班

電話 〇一七―七三四―九〇九九

2 入札書の提出期限

平成十三年九月三日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 一階経理課入札室

(二) 日時

平成十三年九月十日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百二十二条、第三百三十

三条及び第五百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行
い、かつ、九の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森
県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証

明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等
を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなけ

ればならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求め
られた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内

容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等
に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違
反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切
り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五
分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products
to be purchased:

Three (3) Snow Removal Trucks (13 ton
class)

2 Time limit for tender:

4:45 P.M. September 3, 2001

3 Contact point for the notice:

Management Section

Property and Supply Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9099

出先機関

東青地方漁港事務所告示第一号

漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三十九条第五項及び同項第二号の規定
により、同号に掲げる行為を禁止する区域(以下「禁止区域」という。)及び当該行
為を禁止する物件(以下「禁止物件」という。)を次のとおり指定するので、同条第
六項の規定により公示する。

平成十三年七月二十三日

東青地方漁港事務所長 南山 一雄

